

障生第2355号
令和2年2月18日

指定障がい福祉サービス事業者 様
指定障がい児支援事業者 様

大阪府福祉部長

重大事件発生に備えた対応のお願い

今般、府民に危害が及ぶ可能性のある重大事件の発生が続いており、各施設におかれましても、訪問者の確認等、不審者への警戒や施設の施錠管理等にご注意をいただいているところと思います。

府では、裏面のとおり、重大事件の発生に関する情報やそれに対する対応等（施設の休館やイベントの中止等）について、情報を発信しています。各施設におかれましては、これら情報を積極的にご活用いただき、施設の対応検討に引き続き遺漏なきようお願いいたします。

問い合わせ先

〒540-8570

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
指定・指導グループ

電話：06-6944-6026（直通）

fax：06-6944-6674

メールアドレス：seikatsukiban@sbox.pref.osaka.lg.jp

【重大事件発生に関する府の情報発信ツール】

情 報	発信ツール
府内の重大事件の把握	<p>大阪府警察安まちメール (http://www.info.police.pref.osaka.jp/)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪発生情報（発生日時/発生場所/概要等）や犯罪対策情報等を警察署からリアルタイムにお知らせする情報提供サービス。「重大事件情報」を登録時に選択いただくと、府内の重大事件について、メールで情報提供がされます。 ・ 別紙をご参考にご登録ください。
府から府民への注意喚起/施設・学校の休館等の把握	<p>治安対策課ツイッター (https://twitter.com/osaka_chiantai)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全なまちづくりのための情報を発信。 <p>もずやんツイッター (https://twitter.com/osakaprefPR?ref_src=twsrc%5Egoogle%7Ctwcamp%5Eserp%7Ctwgr%5Eauthor)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府の公式アカウント。大阪府広報担当副知事もずやんが大阪府のお知らせ等を発信。 <p>※両ツイッターでは、一般的な情報提供に加え、重大事件に対する大阪府の対応（各施設の休館やイベントの中止等）について、必要に応じて情報発信を行います。</p>
障がい福祉サービス事業所等のお知らせの把握	<p>大阪府障がい福祉サービス指定事業者のページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/)</p> <p>障がい児支援指定事業者のページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/)</p>

トップ	暮らし・住まい まちづくり	人権・男女 共同参画	福祉・ 子育て	教育・学校・ 青少年	健康・医療	商工・労働	環境・ リサイクル	農林・ 水産業	都市魅力・ 観光・文化	都市計画・ 都市整備	防災・安全・ 危機管理	府政運営・ 市町村
-----	------------------	---------------	------------	---------------	-------	-------	--------------	------------	----------------	---------------	----------------	--------------

[ホーム](#) > [福祉・子育て](#) > [障がい児・障がい者](#) > [障がい福祉サービス指定事業者のページ](#) > 防犯に係る安全の確保について

[はじめての方へ](#) [サイトマップ](#)

防犯に係る安全の確保について



更新日: 平成30年5月2日

防犯対策マニュアル(ひな型)【大阪府版】について

各施設・事業所等における防犯に係る安全確保対策を推進していただくため、大阪府では、平成28年9月15日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」等を参考に、防犯対策マニュアルのひな型を作成しました。

防犯対策マニュアルの作成又は見直しの参考として、ご活用ください。

また、防犯に係る自主点検表も再掲します。点検項目は、各施設等における取組みやサービス種別、地域の実情等の実態を踏まえて、適宜、追加・修正等を行ってください。

[防犯対策マニュアル\(ひな型\) \[Wordファイル/251KB\]](#)

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保に関する自主点検表\(再掲\) \[Wordファイル/181KB\]](#) ※大阪府や市町村に提出いただく必要はありません。

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査(厚生労働省社会福祉推進事業)の結果について

厚生労働省社会福祉推進事業により、株式会社インターリスク総研が実施しました標記調査の調査結果に加え、この度、地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブックが作成されましたので、ご案内いたします。

【参考】(株式会社インターリスク総研ホームページ)

「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策に関する調査研究事業報告書」

URL: http://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_report.pdf

「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」

URL: http://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_handbook.pdf

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査の結果について\(厚生労働省\) \[PDFファイル/42KB\]](#)

防犯に係る安全の確保に関する取組み状況調査(大阪府実施)

平成28年7月に発生した、神奈川県相模原市の障がい者支援施設における殺傷事件を契機として、本府におきましては、防犯に係る安全の確保に関する取組状況の調査を実施しました。今回、取組事例を下記のとおり、取りまとめましたのでご参考願います。

[防犯に係る安全の確保に関する取組事例について \[Wordファイル/32KB\]](#)

この殺傷事件を受け、厚生労働省通知(平成28年9月15日障障発0915号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」)の記載事項を参考に、防犯に係る自主点検表を作成しました。

点検項目は、各施設等における取組みやサービス種別、地域の実情等の実態を踏まえて適宜、追加・修正等を行ってください。

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保に関する自主点検表 \[Wordファイル/181KB\]](#)

※大阪府や市町村に提出いただく必要はありません。

関係通知

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について \[PDFファイル/298KB\]](#) (平成28年9月15日 厚生労働省通知)

[津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアの充実について\(府通知\) \[Wordファイル/27KB\]](#) (平成28年8月12日 府通知)

[津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアについて \[PDFファイル/844KB\]](#) (平成28年8月10日 厚生労働省通知)

[警察との協力・連携体制の構築について \[Wordファイル/28KB\]](#) (平成28年8月8日 府通知)

[別紙 \[PDFファイル/43KB\]](#)

[障がい児者の施設、事業所における安全管理の徹底について \[Wordファイル/26KB\]](#) (平成28年7月26日 府通知)

[社会福祉施設等における入所者等の安全確保について \[PDFファイル/111KB\]](#) (平成28年7月26日 厚生労働省通知)

このページの作成所属

福祉部 障がい福祉室生活基盤推進課 指定・指導グループ



[お問合せ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府

(法人番号 4000020270008)

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話)06-6941-0351
咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351

[大阪府庁への行き方▶](#)

© Copyright 2003-2021 Osaka Prefecture, All rights reserved.

社会福祉施設等における 災害への備えについて

大阪府福祉部福祉総務課

社会福祉施設等における災害への備えについて

- 1 社会福祉施設等の被災状況の把握
- 2 社会福祉施設等におけるBCP(事業継続計画)の策定
- 3 社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成
- 4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施
- 5 水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施
- 6 津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施
- 7 社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン
- 8 大阪DWAT(大阪府災害派遣福祉チーム)について

1 社会福祉施設等の被災状況の把握

厚生労働省様式(被災状況整理表)を用いて、
以下の報告フローで社会福祉施設等の被災状況を把握

【報告フロー】

- ①社会福祉施設等 → 施設所在市町村
- ②施設所在市町村 → 大阪府
- ③大阪府 → 国(厚生労働省)

施設所在市町村の報告先一覧及び様式(記載例)は、
府福祉総務課のホームページに掲載

2 社会福祉施設等における BCP(事業継続計画)の策定

利用者への支援等の重要な事業を中断させない、
または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるために、
BCP(事業継続計画)の策定が有効。

福祉部出先機関で策定しているBCP(地震災害想定)
を基に、作成のポイントとなる項目をまとめました。

【作成ポイント】

- ◆非常時優先業務
- ◆業務継続のための業務資源・環境の確保
- ◆業務資源確保等のための平常時からの対策

3 地震防災対策マニュアル

社会福祉施設等が地震や風水害の発生への備えや発生した場合の迅速な避難などを定める防災マニュアルを作成する際の手引書を作成

【手引書概要】

- ◆施設における地震防災対策の必要性について
- ◆平常時における地震防災対策
- ◆地震発生後の応急対策

4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施

平成28年8月31日の台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害の発生に伴い、厚生労働省により通知

【通知概要】

- ◆「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」等の情報の把握(施設管理者等)
- ◆非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施(施設等)
- ◆計画の策定状況及び避難訓練の実施状況等についての点検及び指導・助言(府及び市町村)

5 水防法等に基づく 避難確保計画の作成と避難訓練の実施

水防法等の一部を改正する法律（平成29年6月19日施行）により、以下の①②をともに満たしている場合、社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

- ① 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に存在している
- ② 市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

6 津波被害を想定した災害対策マニュアルの 策定と避難訓練の実施

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、
以下の①②をともに満たしている場合、
社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と
『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

①津波災害警戒区域内に存在している

②市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

7 社会福祉施設における災害時の 施設間相互応援協定締結のためのガイドライン

災害時において、自らの施設だけでは対応できない場合の「共助」として、施設間の応援体制整備のための手法である施設間応援協定の締結について、協定に盛り込むべき項目や留意点、事例などをまとめたガイドラインを作成

【ガイドライン概要】

◆社会福祉施設における災害時の施設間応援協定

(1)施設間応援協定とは (2)協定の目的と効果

◆施設間応援協定の内容

(1)締結主体 (2)協定内容

◆参考となる取組み

8 大阪DWAT(大阪府災害派遣福祉チーム)

【大阪DWAT】 ※令和2年3月26日発足(チーム員255名)

◆災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職等で構成されるチーム

【大阪DWAT概要】

◆活動は、被災地の復興と自立を支援するためのものであるため、原則1カ月程度

チーム編成	活動場所	派遣期間	主な活動(支援)例
1チーム 5名程度	市町村が設置する小学校等の一般避難所	1チーム 連続5日以内	・アセスメント(避難所への支援) ・相談支援(福祉ニーズの把握) ・日常生活の支援(食事・介護等)

◆福祉専門職(以下の資格・職種でチーム員養成研修を修了した者)

【資格・職種】 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士
精神保健福祉士、保育士、その他介護職員など

【平常時の活動等について】

◆所属する施設・事業所の災害対応力の向上

事業所の避難訓練について、地域と共同で実施など

◆地域との連携<大阪DWATの認知度アップ>

地域のイベントへの参画、住民との訓練の共同実施など

社会福祉施設等における災害への備え (府福祉総務課ホームページ)

The screenshot shows the Osaka Prefecture website with a search bar at the top. The main navigation menu includes categories like '福祉・子育て' (Welfare/Childcare) and '防災・安全' (Disaster Prevention/Safety). The breadcrumb trail indicates the current page is '社会福祉施設等における災害への備え' (Disaster Preparedness in Social Welfare Facilities). The page content is organized into several sections, each with a blue header and a link to a detailed page:

- 社会福祉施設等の被災状況の把握** (Understanding the damage status of social welfare facilities)
 - 大阪府では、社会福祉施設等において、地震や風水害等の災害により物的・人的被害があった際には、事業者の皆様から所在市町村にご報告いただき、市町村を通じてご報告いただくこととしています。
 - [「社会福祉施設等の被災状況の把握」のページ](#)
- 社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成** (Creation of disaster prevention manuals for social welfare facilities)
 - 社会福祉施設等において、地震や風水害の発生への備えや発生した場合の迅速な避難など、社会福祉施設が従事する防災マニュアルを策定するための手引書を作成しました。
 - [「社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成」のページ](#)
- 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施** (Development of emergency disaster response plans and implementation of evacuation drills)
 - 高齢者、障がい(児)者、児童・幼児などが利用する社会福祉施設等は、非常災害に関する具体的な計画を策定すること、避難訓練を実施して非常災害対策計画の内容を把握し見直しを行うことが求められています。
 - [「非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施」のページ](#)
- 水防法等に基づき避難確保計画の作成と避難訓練の実施** (Development and implementation of evacuation plans based on water control laws)
 - 水防法等の一部を改正する法律が平成22年4月19日に施行され、水防法は土砂災害防止法に基づき、洪水想定区域または土砂災害警戒区域にある社会福祉施設等のうち市町村地防防災計画にその名称と所在地が記載された施設に付し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。
 - [「水防法等に基づき避難確保計画の作成と避難訓練の実施」のページ](#)
- 津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施** (Development and implementation of disaster response manuals assuming tsunami damage and evacuation drills)
 - 津波防災関係づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域内の免状適格利用施設(主として高齢者、障がい者、幼児等)の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、市町村地防防災計画にその名称と所在地が記載された施設に付して、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。
 - [「津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施」のページ](#)
- 社会福祉施設における災害時の施設間相互連絡体制確立のためのガイドライン** (Guidelines for establishing mutual communication systems between facilities during disasters)
 - 災害時において、各々の施設だけでは対応できない場合の「共助」として、施設間での応援体制を整備しておくことが重要であり、施設間の応援体制整備のための手法である、施設間応援協定の締結について、協定に盛り込むべき項目や留意点、事例などをまとめた「社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン」を作成しました。
 - [「社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン」のページ](#)

このページの作成所属

「大阪府 社福 災害」で検索ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonaie/index.html>

大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の設置について （府地域福祉課ホームページ）



「大阪DWAT」で検索ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/ddwatto/index.html>

- メニュー
- 大阪府災害福祉支援ネットワーク
- トピック
- 大阪DWAT登録・変更等
- 研修
- 要綱・マニュアル等
- 様式一覧

更新日: 令和2年4月9日

DWAT（ディーワット）とは

災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門員（※）で構成するチームです。

○ DWAT: Disaster Welfare Assistance Team の略

（※）福祉専門員: 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等

大阪DWATの体制構築

災害時の避難所において、高齢者や障がい者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、長期の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じるといった課題が指摘されており、これらの方々の避難生活中における福祉ニーズへの対応が急務となっております。

大阪府においては、平成26年度に、施設団体や職能団体に参加いただき、「大阪府災害福祉支援ネットワーク」を設置して、災害時の支援ニーズについての情報共有や、福祉支援の連携した取り組み等について検討を行って参りました。

平成30年5月には、地震や台風等による多くの自然災害が各地に甚大な被害をもたらしたことを受け、厚生労働省から各都道府県における「災害派遣福祉チーム」の組成等、災害時の必要な支援体制の構築を目的とした「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が示されました。

こうした中、大阪府災害福祉支援ネットワーク構成団体の協力も得ながら、令和元年度に大阪DWATを派遣できる体制を構築しました。

大阪DWATの活動概要

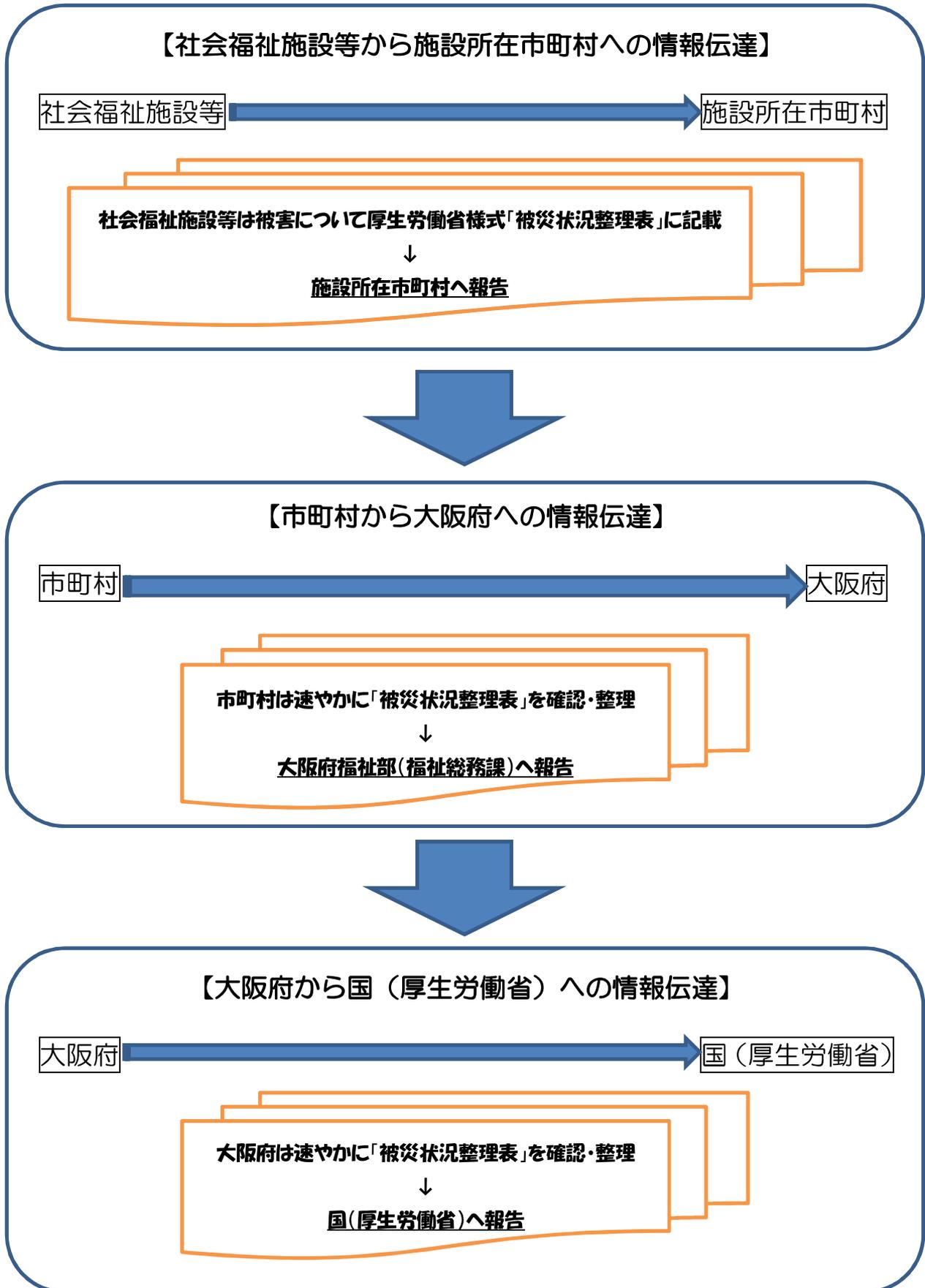
大阪DWATは被災市町村の災害対策本部や避難所の管理（責任）者等のもとで、災害時要配慮者への支援を行います。

また、活動は、被災地の復興と自立を支援するためのものであるため、原則1か月程度としています。



チーム編成	活動場所	派遣期間	主な活動（支援）例
1チーム5名程度 【複数職種で編成】	小学校等の 一般避難所	・ 1チーム連続5日以内 ・ 1か月程度の継続派遣	・ アセスメント（避難者への必要な支援） ・ 相談支援（福祉ニーズの把握等） ・ 日常生活上の支援（食事・介助等）

社会福祉施設等の被災状況報告 フロー図



社会福祉施設等の被災状況報告 市町村窓口一覧【障がい福祉】

※ 災害等で市町村役場に連絡がつかない場合は、
大阪府福祉総務課(電話:06-6944-6686、FAX:06-6944-6659)

「市町村名」	「担当部署名」	＜電話番号＞	＜FAX番号＞
大阪市	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	06-6208-8071	06-6202-6962
堺市	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	072-228-7411	072-228-8918
岸和田市	福祉部障害者支援課	072-423-9469	072-431-0580
豊中市	福祉部障害福祉課事業所係	06-6858-2229	06-6858-1122
池田市	福祉部障がい福祉課	072-754-6255	072-752-5234
吹田市	障がい福祉室	06-6384-1346	06-6385-1031
泉大津市	保険福祉部障がい福祉課	0725-33-1131	0725-33-7780
高槻市	健康福祉部福祉政策課	072-674-7162	072-674-7820
貝塚市	福祉部障害福祉課	072-433-7014	072-433-1082
守口市	健康福祉部障がい福祉課	06-6992-1635	06-6991-2494
枚方市	健康福祉部福祉指導監査課	072-841-1467(直通)	072-841-1322
茨木市	福祉部障害福祉課	072-620-1636	072-627-1692
八尾市	健康福祉部障がい福祉課	072-924-3838	072-922-4900
泉佐野市	健康福祉部地域共生推進課	072-463-1212	072-463-8600
富田林市	子育て福祉部障がい福祉課相談係	0721-25-1000(内線434)	0721-25-3123
寝屋川市	福祉部障害福祉課	072-838-0382	072-812-2118
河内長野市	福祉部障がい福祉課	0721-53-1111	0721-52-4920
松原市	福祉部障害福祉課	072-337-3115	072-337-3007
大東市	福祉・子ども部障害福祉課	072-870-9630(直通)	072-873-3838
和泉市	福祉部障がい福祉課	0725-99-8133	0725-44-0111
箕面市	健康福祉部健康福祉政策室	072-727-9513	072-727-3539
柏原市	健康福祉部障害福祉課	072-972-1508	072-972-2200
羽曳野市	保健福祉部障害福祉課	072-947-3823	072-957-1238
門真市	保健福祉部障がい福祉課	06-6902-6154	06-6905-9510
摂津市	保健福祉部障害福祉課	06-6383-1374	06-6383-9031
高石市	保健福祉部高齢・障がい福祉課	072-275-6294	072-265-3100
藤井寺市	健康福祉部福祉総務課障害者福祉担当	072-939-1106	072-939-0399
東大阪市	福祉部指導監査室障害福祉事業者課	06-4309-3187	06-4309-3848
泉南市	福祉保険部障害福祉課	072-483-8252	072-480-2134
四條畷市	健康福祉部障がい福祉課	072-877-2121	072-879-2596
交野市	福祉部障がい福祉課	072-893-6400	072-895-6065
大阪狭山市	健康福祉部福祉グループ	072-366-0011	072-366-9696
阪南市	健康福祉部市民福祉課	072-471-5678	072-473-3504
島本町	健康福祉部福祉推進課	075-962-7460	075-962-5652
豊能町	保健福祉部福祉課福祉相談支援室	072-738-7770	072-738-3407
能勢町	福祉部福祉課	072-731-2150	072-731-2151
忠岡町	健康福祉部地域福祉課	0725-22-1122	0725-22-1129
熊取町	健康福祉部障がい福祉課	072-452-6289	072-453-7196
田尻町	民生部福祉課	072-466-8813	072-466-8841
岬町	しあわせ創造部福祉課	072-492-2700	072-492-5814
太子町	健康福祉部福祉介護課	0721-98-5519	0721-98-2773
河南町	健康福祉部高齢障がい福祉課社会福祉係	0721-93-2500	0721-93-4691
千早赤阪村	福祉課	0721-26-7269	0721-70-2021

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び
避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について

令和 2 年 7 月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等は、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の事項に留意の上、あらためて障害者支援施設等の非常災害対策及び入所者等の安全の確保に努めていただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に対し周知をお願いします

記

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）第 44 条等の障害者総合支援法等の関係法令において、非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について義務付けられているが、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、所管施設の非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況（実施時期等）について速やかに点検をお願いします。

（参考 1）関係省令、通知

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の

人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）

（非常災害対策）

第 44 条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号）

第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

3 運営に関する基準

(38) 非常災害対策（基準第 44 条）

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。
- ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえようような体制作りを求めることとしたものである。

※他、各サービス指定基準省令等に同旨の記載

（参考 2）点検対象施設・サービス

- ①障害者支援施設 ②療養介護事業所 ③生活介護事業所 ④短期入所事業所
- ⑤自立訓練事業所 ⑥就労移行支援事業所 ⑦就労継続支援事業所 ⑧共同生活援助事業所
- ⑨福祉型障害児入所施設 ⑩医療型障害児入所施設 ⑪児童発達支援センター
- ⑫児童発達支援事業所 ⑬医療型児童発達支援事業所 ⑭放課後等デイサービス事業所

2 点検の過程で、非常災害対策計画が未策定又は内容が不十分であると判断した障害者支援施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いする。

この点、非常災害対策計画に盛り込む項目や避難訓練の実施については、過去に発出した「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強

化・徹底について」(平成28年9月9日障障発0909第1号)や「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年2月1日障障発0201第1号)、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」(平成30年12月27日障障発1227第1号)等の通知や当該通知の添付資料を参照のうえ、それぞれの施設の属する地域・地形、想定される災害の種類などを考慮し指導・助言を検討していただきたい。

なお、障害者支援施設等に対する実地指導時においても、非常災害対策計画の策定状況等を確認していただくようお願いする。

(具体的な項目例)

- ・ 障害者支援施設等の立地条件 (地形 等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法 (「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認 (自治体、家族、職員 等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準 (「避難準備情報発令」時 等)
- ・ 避難場所 (市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・ 避難経路 (避難場所までのルート (複数)、所要時間 等)
- ・ 避難方法 (利用者ごとの避難方法 (車いす、徒歩等) 等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統 (災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
- ・ 関係機関との連携体制 等